

常任委員会の報告

総務委員会

12月定例会で付託された議案12件について報告する。

◆専決処分 一般会計補正予算(第5回)

○承認

◆辺地に係る総合整備計画を定めることについて

計画書に辺地度数算定表があるが点数の根拠は。

答 辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により、地域の小学校、中学校等の教育機関、医療機関、郵便局、市役所等までの最寄りの駅またはバス停留所からの距離が点数化され、さらに鉄道またはバスの一日の往復回数等が加算され100点を超えたところが辺地として認められる。

◆指定管理者の指定(温水プール)

問 温水プールの最近の利用状況は。

答 28年度6万8709人、29年度6万7595人、30年度6万5727人の利用者であった。

◆指定管理者の指定(文化体育センター)

◆一般職職員の給与に関する条例の一部改正

◆市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

◆議会の議員の議員報酬及び費用

◆併償等に関する条例の一部改正

◆災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

◆消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

問 消防団員の定数を1100人から1050人に減らした理由と定年はあるのか。

答 平成24年以降1050人を超えたことがない状況と、退職報償掛金を条例定数で拠出しており、実人数より多く掛金を拠出していたこと等があり定数を減らした。市では定年制は設けていない。

◆地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

◆会計年度任用職員の報酬等に関する条例

◆一般会計補正予算(第6回)

問 ふるさと融資事業債5億8千万円の利子額と市の持ち出し分は。

答 利子額は1783万円、特別交付税措置等あるので市の持ち出しは585万円と予想される。

◆地域ボランティア除雪隊報奨金300万円の内容は。

答 原則は、積雪20センチ以上だが、その都度判断し、重機使用が1日1万円、車両が1日5千円、雪置き場100平方メートルで3千円の報奨金が支給される。

○以上11件は原案のとおり可決

文教福祉委員会

12月定例会で付託された議案16件について報告する。

◆専決処分 一般会計補正予算(第5回)

○承認

◆指定管理者の指定(影森デイサービスセンター)

◆指定管理者の指定(高篠デイサービスセンター)

◆指定管理者の指定(上吉田デイサービスセンター)

◆指定管理者の指定(上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑)

◆指定管理者の指定(養護老人ホーム長寿荘)

◆指定管理者の指定(特別養護老人ホーム偕楽苑)

◆指定管理者の指定(浦山歴史民俗資料館)

◆職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

◆市立病院においては医療職の要員確保が大きな課題となるが、今回の改正はそれを果たせることになるのか。

答 これから募集する人材に対しても、現職についても今回の改正により手当を充実させていくことは必要であると考え。

◆ふれあいセンター条例の一部改正

問 近隣住民のため浴室の利用が

位置付けられていたと思われるが浴室を廃止することへの配慮は。

答 地元町会長への説明を行い、了承をいただいている。

◆幼保連携型認定こども園条例

◆市立病院等の看護師を目指す看護学生に対する奨学金の貸付けに関する条例

◆一般会計補正予算(第6回)

問 歳出の後期高齢者健康診査委託料227万1千円の増加は、どのくらいの人員の増加分であるか。

答 当初は2160人を予定し、予算を組んだが、260人の増加を見込んでいます。

◆歳出の学校給食管理運営事業の修繕料100万円の内容は。

答 荒川共同調理場の排水処理施設および真空冷却機、また北部共同調理場の冷却機等の修繕料である。

◆国民健康保険特別会計補正予算(第2回)

◆介護保険特別会計補正予算(第3回)

◆市立病院事業会計補正予算(第1回)

○以上15件は原案のとおり可決



まちづくり委員会

12月定例会で付託された議案13件について報告する。

◆専決処分 一般会計補正予算(第5回)

台風19号に関する災害復旧事業、設計業務委託料の総額6千400万円は、全額が市の持ち出し。また、今後、台風19号の復旧事業に関連する設計業務委託料を予算措置する可能性は。

災害復旧工事に関する設計業務委託料は国の補助金等の対象外であるため、全額が市の負担である。また、現時点で未着手の現場は、今後予算措置の可能性がある。

○承認 ◆指定管理者の指定(秩父勤労者福祉センター)

指定管理者の指定(ちちぶ銘仙館) ◆指定管理者の指定(秩父ミュージアムパークスポーツの森プール) ◆指定管理者に指定する団体の決定に至る経緯は。

公募への問い合わせは6社からあったが、応募は1社であった。応募が少ない理由としては、天候に大きく左右される屋外施設であること、夏季のみの営業となる屋外プールは監視員等の運営スタッフ確保が難しい状況であること、躯体の破損が起るなど老朽化が進んでいる施設であることと考えている。今後は、ミューズパークの各施設と連携し、市民プールかつ観光レジャープールという施設

の特色を踏まえた運営を継続する。

◆指定管理者の指定(吉田龍勢会館、吉田元氣村、吉田山逢の里、城峯山ふれあいの森および秩父事件資料館)

指定管理者の指定(みどりの村関連施設)

指定管理者の指定(大滝郷路館、大滝特産品販売センター、大滝温泉遊湯館およびバイシクルモトクロス場)

◆指定管理者の指定(大滝こまどり荘)

森林環境整備基金条例 ◆基金は、他の自治体などからの森林環境譲与税の受入れも想定したものか。

森林の少ない都市部の自治体から還流される譲与税や民間からの寄附金の受入れも想定している。

市では、2050年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言したが、本基金と宣言との関連は。

森林環境譲与税等の活用による森林整備に伴い、人為的な発生源による二酸化炭素の森林吸収量も増加するため、両者には密接な関係があると考えている。

◆一般会計補正予算(第6回) ◆農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)

戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第2回) ◆下水道事業会計補正予算(第2回)

以上12件は原案のとおり可決

特別委員会の報告

議会改革特別委員会

10月9日、11月19日、12月13日に委員会を開催し、「政治倫理条例」、「政務活動費」について協議した。

●政治倫理条例

秩父市議会議員政治倫理条例は、平成17年5月24日、条例第269号として施行、現在に至っている。協議をする中で、「簡潔にできて、修正の必要はない」、「他市と比較してまとまっている」等の意見が出された。

一方、「第4条の市民の調査請求権の条文によると、1人の審査請求があれば議長は審査会を設置し調査となつている。請求の乱発を避けるために制限をするかどうか」との意見が出され協議した。

「今のままでよい」、「人数等で請求の制限を設ける」、「制限はある程度設けた方がよい」等の意見が出され、「現状のままでよい」と「何らかの条件を付ける」に大別された。委員会として採決した結果「何らかの制約、条件を付ける」に挙手多数で決定した。

請求の条件、制約についての意見は「市民からの請求は何人とか何分の1などは算出根拠がないのでやめる。請願方式で議員2人の紹介を必要とするのがよい」、「市

民の方から提出される証拠書類の精査をすれば良い」との意見が出され、委員会としては、「審査請求には、紹介議員2人を必要とする」との意見の一致を見た。

また、審査会委員について協議し、現行10人以内となっている規程について、「当時より議員定数が減る中で定数の3分の1程度が適切、7人以内とするのがよいのでは」との意見が出され決定した。

さらに、「審査請求された当該議員に弁明の機会を与えたら」との意見が出された。

今後は、令和2年3月定例会に議員提出議案として条例の一部改正を提出するための準備を進めることとした。

●政務活動費

政務活動費ガイドラインは、活動費の使い方、使い道については、克明に示されている。協議したいのは、旅費について、「職員等の旅費規定に準じている」とあるが、宿泊費については、政務活動費だけ実費となつている。職員等の旅費規程に準ずるよう、令和2年度から施行できるようにガイドラインの改正等、協議していくことで意見が一致した。

今後とも、調査・検討を重ね引き続き多様な項目を協議していく。